

令和7年度 安芸広域メルトセンター  
余剰電力（非F I T）容量価値売却業務  
仕 様 書

1 業 務 名

令和7年度 安芸広域メルトセンター 余剰電力（非F I T）容量価値売却業務

2 契約概要

安芸広域メルトセンターで発生した余剰電力（非F I T）の容量価値を売却することを目的とした特定卸供給事業者（アグリゲーター）との契約とする。

当該価値は容量市場における発動指令電源の構成電源として、令和10年度(2028年度)容量市場に参加するものとする。

3 品名・予定数量等

期待容量250kW

上記容量は全て非F I Tである。

なお、令和8年度(2026年度)夏季及び冬季に実施される実効性テストの結果をもって、発注者と受注者で協議のうえ、最終契約容量を決定するものとする。

4 履行場所

高知県安芸市伊尾木4034番地1（安芸広域メルトセンター）

5 契約期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

6 売却期間

契約締結日から令和11年3月31日まで

7 施設等の名称

安芸広域メルトセンター

8 受給地点

安芸広域メルトセンターにある構内柱に設置されている開閉器の電源側接続点

9 接続電力系統

四国電力送配電株式会社

10 電気方式

交流 3 相 3 線式

11 契約電力

700 k W

12 周波数

60H z

13 標準電圧

6,600 V

14 発電設備方式

汽力発電（燃料：一般廃棄物）

最大：1,700 k W

15 見積条件等

- (1) 令和 10 年度（2028 年度）終了後に最終報酬金額が決定して、ペナルティ等により最終報酬金額が減額になった場合でも、発注者への最終報酬金額が 0 円を下回ることなく、かつ発注者への請求が発生しないことを確約するものとする。
- (2) 令和 10 年度（2028 年度）容量市場発動指令全終了後、最終報酬金額の根拠が提示されてから、発注者および受注者ともに合意のうえで最終報酬金額を決定するものとする。
- (3) 契約内容の変更  
発注者及び受注者は、やむをえない事由により契約容量及び容量単価の変更を希望する場合、あらかじめ書面により相手方にその旨を申し出て、相手方と誠意をもって協議の上、決定するものとする。
- (4) 発電設備の停止  
5 月上旬、9 下旬、11 月上旬、2 月上旬頃に定期点検等のため全休炉となるため、各 2 週間程度の期間、発電を停止する。

(5) 一般廃棄物処理の操業

前項の規定にかかわらず一般廃棄物の安定処理を優先して操業するため、事前の予告なく操業計画の変更及び操業の停止をすることがある。

(6) 発電機の停止計画の変更および出力の調整

発電機の停止計画の変更および発動指令時等における発電機出力の調整はできない。

(7) 計測装置等の設置

供給力の提供に必要となる情報を表示および管理等ができる機器を無償で提供又は貸与することができ、その設置費用および運用に係る費用（機器への通電による電気代を除く）についても負担すること。

(8) 実効性テスト及び発動指令時の連絡方法

受注者は、実効性テストの実施及び発動指令が発令された場合は、すみやかにメール等により発注者に連絡するものとする。

(9) 容量市場への参加内容の変更又は参加の中止

令和10年度（実需給年度）以前に契約容量の変更又は参加中止となった場合に、発注者へのペナルティや違約金等は発生しないものとする。

16 その他

その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者間で協議のうえ定めることとする。

17 添付資料

【資料1】 令和6年度売電電力量月別実績

【資料2】 令和6年度売電電力量30分値実績